

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年3月28日
【会社名】	アップルインターナショナル株式会社
【英訳名】	APPLE INTERNATIONAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 久保 和喜
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	三重県四日市日永二丁目3番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長久保和喜は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社を全体的な内部統制の評価対象としました。

なお、連結子会社14社及び持分法適用関連会社9社については、金額的及び質的影響の重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高予算（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の売上高予算の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

当社グループは、平成25年2月19日に公表いたしました「平成24年12月期決算短信〔日本基準（連結）〕」について、平成25年3月14日に訂正を実施しております。

これは、当事業年度に連結子会社である東莞久宝汽車修理有限公司において取締役会の承認を得られていない取引等が判明したため、連結財務諸表及び財務諸表の作成において複数項目について監査人と協議を行い、公表した連結財務諸表及び財務諸表の修正を行ったものであります。

本件は、東莞久宝汽車修理有限公司の適切な人材配置に関する統制環境の欠如、正確な財務報告を作成するための当社及び連結子会社での情報の収集不足及び当社における連結子会社の報告資料の不十分なモニタリングに要因があり、全社的な内部統制、全社的な観点から評価する決算・財務報告プロセス及び連結財務諸表作成プロセスに開示すべき重要な不備があると判断しました。

事業年度の末日までに是正されなかった理由は、上記事項が平成24年12月期決算に係る財務諸表の監査の過程で発見されたものであり、是正する余地がなかったためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、上記事実に至った原因の追究を行うとともに、人員増加によるチェック体制の強化、連結子会社に対する定期的な監視ならびに指導の強化により、子会社管理の充実に努め、翌事業年度においては適正に内部統制の整備及び運用に一層傾注して取り組んでいく所存でございます。

なお、上記開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、平成24年12月期の有価証券報告書に反映させており、連結財務諸表及び財務諸表に与える影響はございません。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。